



宮 崎 県 公 報

平成29年6月22日(木曜日) 第2905号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 1

告 示

○特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任……………(情報政策課) 3
○口頭により開示請求をすることができる保有個

人情報……………(総務課) 3
○指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 4
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(“) 5
○歳入の徴収の事務の委託……………(こども政策課) 5
○有害図書類の指定……………(こども家庭課) 5
○道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 5
○道路の供用の開始(3件)……………(“) 6
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 7

規 則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(家賃決定通知)</p> <p>第10条 知事は、条例第11条第1項本文(条例第64条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額について、県営住宅入居決定通知書(別記様式第5号)若しくは期限付一般県営住宅入居決定通知書(別記様式第5号の2)又は収入認定通知書(別記様式第14号)により入居決定者又は入居者に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 条例第12条第2項(条例第46条第2項及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、収入認定通知書(別記様式第14号)により行うものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第22条 条例第25条第1項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の承認を得ようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書(別記様式第34号)に誓約書(別記様式第6号)及び承継の理由となるべき事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から起算して30日以内に、知事に提出しなければならない。ただし、入居者が退去した場合において知事が特に必要ないと認めるときは、承継の理由となるべき事実を証する書類を省略することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(家賃決定通知)</p> <p>第10条 知事は、条例第11条第1項本文(条例第64条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額について、県営住宅入居決定通知書若しくは期限付一般県営住宅入居決定通知書又は収入認定通知書(別記様式第14号)により入居決定者又は入居者に通知するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 条例第12条第2項(条例第46条第2項及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、収入認定通知書により行うものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第22条 条例第25条第1項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の承認を得ようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書(別記様式第34号)に誓約書及び承継の理由となるべき事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から起算して30日以内に、知事に提出しなければならない。ただし、入居者が退去した場合において知事が特に必要ないと認めるときは、承継の理由となるべき事実を証する書類を省略することができる。</p> <p>2 [略]</p>

(連帯保証人の変更の承認等)

第23条 条例第26条第1項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により新たに連帯保証人を立てようとする者は、連帯保証人変更承認申請書(別記様式第36号)に誓約書(別記様式第6号)を添えて、知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(収入超過者等に対する措置)

第25条 [略]

2 条例第28条第2項又は第29条第4項(条例第64条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による意見の申出は、前項又は第6項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内に、意見申出書(別記様式第15号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

3 知事は、前項に規定する意見の申出があった場合は、当該意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、第1項又は第6項に規定する通知に係る認定を更正するとともに、その旨を収入認定等更正通知書(別記様式第16号)により入居者に通知するものとする。

4 知事は、条例第28条第3項(条例第64条において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(条例第64条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額について、収入認定通知書(別記様式第14号)により入居者に併せて通知するものとする。

5～8 [略]

(明渡請求)

第27条 条例第33条第1項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、県営住宅明渡請求書(別記様式第41号)により行うものとする。

(改良県営住宅の入居者の収入に関する決定等)

第30条 [略]

2 [略]

3 条例第53条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による意見の申出は、第1項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内に、意見申出書(別記様式第15号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

4 [略]

5 条例第53条第6項の規定による請求は、請求の理由となるべき事実が発生した日から起算して30日以内に、意見申出書(別記様式第15号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(割増賃料)

第31条 [略]

2 知事は、条例第54条第2項の規定による割増賃料の額について、改良県営住宅収入基準超過決定通知書(別記様式第49号)により入居者に併せて通知するものとする。

(特定個人情報の利用等による添付書類の省略)

第52条 第2条、第11条第1項、第14条第1項(第15条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第16条第1項、第21条第1項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第30条第2項の規定により添付することとされている書類について、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第22条第1項の規定により、

(連帯保証人の変更の承認等)

第23条 条例第26条第1項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により新たに連帯保証人を立てようとする者は、連帯保証人変更承認申請書(別記様式第36号)に誓約書を添えて、知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

(収入超過者等に対する措置)

第25条 [略]

2 条例第28条第2項又は第29条第4項(条例第64条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による意見の申出は、前項又は第6項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内に、意見申出書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

3 知事は、前項に規定する意見の申出があった場合は、当該意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、第1項又は第6項に規定する通知に係る認定を更正するとともに、その旨を収入認定等更正通知書により入居者に通知するものとする。

4 知事は、条例第28条第3項(条例第64条において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(条例第64条において準用する場合を含む。)の規定による家賃の額について、収入認定通知書により入居者に併せて通知するものとする。

5～8 [略]

(明渡請求)

第27条 条例第33条第1項(条例第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定による請求は、県営住宅明渡請求書により行うものとする。

(改良県営住宅の入居者の収入に関する決定等)

第30条 [略]

2 [略]

3 条例第53条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による意見の申出は、第1項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内に、意見申出書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

4 [略]

5 条例第53条第6項の規定による請求は、請求の理由となるべき事実が発生した日から起算して30日以内に、意見申出書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(割増賃料)

第31条 [略]

2 知事は、条例第54条第2項の規定による割増賃料の額について、改良県営住宅収入基準超過決定通知書により入居者に併せて通知するものとする。

(特定個人情報の利用等による添付書類の省略)

第52条 第2条、第11条第1項、第14条第1項(第15条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第16条第1項、第21条第1項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第30条第2項の規定により添付することとされている書類について、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第22条第1項(同法第26条に

当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（同法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）第 4 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、第 2 条、第 11 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 22 条第 1 項若しくは第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、当該内容が記載された書類の添付を要しないものとする。

において準用する場合を含む。）の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（同法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年宮崎県条例第45号）第 4 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により、当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、第 2 条、第 11 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 22 条第 1 項若しくは第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、当該内容が記載された書類の添付を要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第52条の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 375号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第 1 項の規定により、平成29年 6 月22日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本県に設置されている執行機関から同機構への同事務の委

任も含む。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 376号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第 1 項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成28年宮崎県告示第 425号）は、廃止する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算 して6月間	総務部人事課
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算 して1月間	福祉保健部医療業務課
毒物劇物取扱者試験	同 上	同 上	同 上
登録販売者試験	同 上	同 上	同 上
調理師試験	同 上	同 上	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	同 上	同 上	同 上
宮崎県製菓衛生師試験	同 上	同 上	同 上
クリーニング師試験	同 上	同 上	同 上
狩猟免許試験	知識試験の得点	試験当日午後	各試験会場
		最終合格発表の日から 起算して1月間	環境森林部自然環境課 、西臼杵支庁林務課及 び各農林振興局林務課
	技能試験の減点	同 上	同 上

林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部企業振興課
採石業務管理者試験	同 上	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部雇用労働政策課
職業訓練指導員試験	同 上	同 上	同 上
県立産業技術専門学校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門学校又は県立産業技術専門学校高鍋校
宮崎県農業管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部農業連携推進課
宮崎県農業機械士等認定試験	同 上	同 上	農政水産部農業経営支援課
県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	同 上
家畜体内受精卵移植講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター

宮崎県告示第 377号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000293	放課後等デイサービス ポニーフレンドクラブ	児湯郡都農町大字川北5268番地37	合同会社ホットフューリングカンパニー	児湯郡都農町大字川北5268番地37	平成29年 6 月15日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
ひむか薬局神宮店	宮崎市	宮崎市神宮西1丁目39番地1ミモレ88 102号室	宮崎市神宮西1丁目39番地2	平成29年7月1日

宮崎県告示第 379号

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
29年-1	書籍	mini SUGAR 7月号 (2017年5月17日発売)	株式会社 秋水社	平成29年6月8日
29年-2	書籍	petit Rose (プチロゼ) vol. 26 (2017年5月6日発売)	株式会社 秋水社	
29年-3	書籍	恋愛宣言PINKY vol. 42 (平成29年4月17日発売)	株式会社 秋水社	
29年-4	書籍	恋愛白書パステル7月号 (平成29年5月24日発行・発売)	宙(おおぞら)出版	
29年-5	書籍	恋愛天国パラダイス7月号 (2017年5月19日発行・発売(奇数月19日発行・発売))	株式会社竹書房	
29年-6	書籍	BOY'Sピアス7月号 (平成29年7月1日発行)	サン・メディアレップ(株)	
29年-7	書籍	実話BUNKAタブー7月号 (平成29年7月1日発行(毎月1回1日発行))	(株)コアマガジン	
29年-8	書籍	臨増ナックルズDX vol. 5 (2017年7月1日)	ミリオン出版(株)	
29年-9	書籍	ナックルズ極ベスト vol. 18 (2017年5月25日)	ミリオン出版(株)	
29年-10	書籍	別冊特ダネTABOO!② (2017年6月25日発行)	株式会社インテルフィン	
29年-11	書籍	CIRCUS MAX 2017 6月号 (平成29年5月10日発行・発売(奇数月10日発行・発売))	KKベストセラーズ発行	
29年-12	書籍	業界スクープ!! 本当は教えたくない超快感裏フーズク (2017年3月10日発行)	株式会社インテルフィン	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 381号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年6月22日から平成29年7月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人 日本保育協会	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 380号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	日南市南郷 町費波字霧	旧	28.1~ 28.8	9.7

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

			島平3101番地先から同市同町贄波字宮之前1621番地先まで	新	31.5～41.0	9.7
--	--	--	--------------------------------	---	-----------	-----

宮崎県告示第 382号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字市木字吹切78番28から同市同大字同字78番27まで	旧	8.9～19.3	53.0
				新	7.3～17.3	53.0

宮崎県告示第 383号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志布志線	日南市大字毛吉田字炭床1884番 1 地先から同市大字塚田字天ヶ谷乙660番 2 地先まで	旧	13.4～85.1	512.0
					5.5～14.3	776.0
				新	13.4～85.1	512.0

宮崎県告示第 384号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町藤の木字桑水流西1002番 1 地先から同市同町藤の木字盲測西1003番 3 地先まで	旧	4.7～5.1	14.3
				新	4.8～13.6	14.3

宮崎県告示第 385号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
307	県道	尾鈴川南停車場線	児湯郡川南町大字川南尾鈴国有林1051林班ち小班から同郡同町同大字字下切5655番 5 まで	旧	15.6～33.0	147.5
				新	27.2～49.9	147.5

宮崎県告示第 386号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	日南市南郷町贄波字霧島平3101番地先から同市同町贄波字宮之前16	平成29年 6 月22日

			21番地先まで
--	--	--	---------

宮崎県告示第 387号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町藤の木字桑水流西1002番1地先から同市同町藤の木字盲測西1003番3地先まで	平成29年 6 月22日

宮崎県告示第 388号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 6 月22日から平成29年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
307	県道	尾鈴川南停車場線	児湯郡川南町大字川南尾鈴国有林1051林班ち小班から同郡同町同大字字下切5655番5まで	平成29年 6 月22日

宮崎県告示第 389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により平成18年宮崎県告示第 194号、宮崎県告示第 195号、宮崎県告示第 441号、宮崎県告示第 443号、平成19年宮崎県告示第 338号、宮崎県告示第 429号、宮崎県告示第 434号、宮崎県告示第 731号、平成20年宮崎県告示第67号、宮崎県告示第 565号、宮崎県告示第 566号及び宮崎県告示第 567号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	金山谷川	02- 204- 1 - 047	土 石 流
	今町谷川	02- 204- 1 - 046	土 石 流
	尾ヶ野沢	02- 204- 1 - 036	土 石 流
	下樋落谷川	02- 204- 1 - 050	土 石 流
	大川田川- 1	02- 204- 1 - 051	土 石 流
	大川田川- 2	02- 204- 1 - 901	土 石 流
	西乙東沢	02- 204- 2 - 093	土 石 流
	下弁分沢	02- 204- 1 - 053	土 石 流
	下益安谷川	02- 204- 1 - 055	土 石 流
	中益安谷川	02- 204- 1 - 056	土 石 流
	上益安川	02- 204- 1 - 057	土 石 流
	神田一谷川	02- 204- 2 - 094	土 石 流
	神田二谷川	02- 204- 2 - 095	土 石 流
	崩 平	I - 1 - 0202	急傾斜地の崩壊
	内山 - 1	II - 1 - 4391	急傾斜地の崩壊
	甲 東	I - 1 - 0198	急傾斜地の崩壊
	前 田	I - 1 - 0197	急傾斜地の崩壊
江 良	I - 1 - 0196	急傾斜地の崩壊	
柏田 - 2	II - 1 - 4534	急傾斜地の崩壊	
内 山	I - 1 - 0201	急傾斜地の崩壊	
大 平	I - 1 - 0200	急傾斜地の崩壊	
上 松 永	II - 1 - 0207	急傾斜地の崩壊	

	上松永-1	II-1-4349	急傾斜地の崩壊		黒谷 2	I-1-2107	急傾斜地の崩壊	
	中ノ講-1	II-1-4371	急傾斜地の崩壊		黒谷	I-1-1069	急傾斜地の崩壊	
	中ノ講-2	II-1-4372	急傾斜地の崩壊		嶋田	I-1-2105	急傾斜地の崩壊	
	中ノ講-3	II-1-4373	急傾斜地の崩壊		家床	I-1-1072	急傾斜地の崩壊	
	中ノ講-4	II-1-4374	急傾斜地の崩壊		久保田	II-1-6116	急傾斜地の崩壊	
	神田 2	I-1-0192	急傾斜地の崩壊	新富町	麓	I-1-1079	急傾斜地の崩壊	
	神田 1	I-1-0193	急傾斜地の崩壊	延岡市	一ヶ岡第1	I-1-1451	急傾斜地の崩壊	
	柏田-1	II-1-4387	急傾斜地の崩壊		一ヶ岡第2	I-1-1452	急傾斜地の崩壊	
	神田 3	II-1-4388	急傾斜地の崩壊		一ヶ岡第3	I-1-1453	急傾斜地の崩壊	
	神田 4	II-1-4389	急傾斜地の崩壊		一ヶ岡第5	I-2-0076	急傾斜地の崩壊	
	神田 5	II-1-4390	急傾斜地の崩壊		北一ヶ岡-1	I-1-3618	急傾斜地の崩壊	
	大田川	I-1-0297	急傾斜地の崩壊		北一ヶ岡-2	I-1-3619	急傾斜地の崩壊	
	東ヶ迫東	I-1-0211	急傾斜地の崩壊		南一ヶ岡-3	I-1-3642	急傾斜地の崩壊	
	釈迦尾ヶ野3	I-1-3104	急傾斜地の崩壊		土々呂第3	I-1-2142	急傾斜地の崩壊	
	下釈迦尾ヶ野	I-2-0025	急傾斜地の崩壊		松原-1	I-1-3621	急傾斜地の崩壊	
	上大節	I-1-0225	急傾斜地の崩壊		松原-2	II-1-7535	急傾斜地の崩壊	
串間市	笠祇 1	I-1-0455	急傾斜地の崩壊		高千穂町	黒原	I-1-1893	急傾斜地の崩壊
	笠祇 2	I-1-0456	急傾斜地の崩壊			黒原下	I-1-3726	急傾斜地の崩壊
綾町	宮原 3	II-1-5918	急傾斜地の崩壊			黒原-1	II-1-8135	急傾斜地の崩壊
	西米良村	吐の谷 1	07-403-2-051	土石流		黒原-2	II-1-8137	急傾斜地の崩壊
	木浦	07-403-2-050	土石流	黒原-3		II-1-8138	急傾斜地の崩壊	
	木浦 2	II-1-6022	急傾斜地の崩壊					
	木浦 1	II-1-6021	急傾斜地の崩壊					
高鍋町	高月川	08-401-1-003	土石流					
	正祐寺	II-1-6104	急傾斜地の崩壊					
	宮ヶ谷	II-1-6105	急傾斜地の崩壊					

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管土木事務所等に備え置いて縦覧に供する。)